

教育委員会制度の改正内容と対応について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育委員会制度が改正される。

【改正内容】

改正の趣旨は、(1) 教育行政における責任体制の明確化、(2) 教育委員会の審議の活性化、(3) 迅速な危機管理体制の構築、(4) 地域の民意を代表する首長との連携の強化、(5) いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化することである。

主なポイントは、(1) 教育委員長と教育長を一本化した「新」教育長の設置、(2) 「新」教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、(3) すべての地方公共団体に「総合教育会議」の設置、(4) 教育に関する「大綱」を首長が策定することである。

【対応】

当市の対応は、旧制度から新制度への教育の継続性・安定性を確保するため、法律の附則に定めがある経過措置を適用する。現教育長の教育委員としての任期中（平成28年3月31日まで）については、現行制度の教育長として在職し、現行の教育委員長、教育委員会の関係は変わらない。

平成27年度中には、新制度への移行に向けて、(1) 「新」教育長の身分関係等の変更に伴う関連条例等の整備、(2) 教育の「大綱」を策定するため、「総合教育会議」を設置する。

【資料】

別紙「教育委員会の現行制度と改正後制度の比較」

※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（平成26年7月17日付文部科学省通知）」を参考に作成

教育委員会の現行制度と改正後制度の比較

① 「新」教育長について

	現行制度	改正後制度
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化 ・ 第一義的な責任者が教育長であることを明確化 ・ 緊急時にも常勤の教育長が教育委員会会議の招集機会を判断 	
任期	4年間	3年間
任命関係	①首長は教育委員を、議会の同意を得て任命 ②教育委員会が、教育委員の中から任命する	首長が、議会の同意を得て任命
身分関係	一般職	特別職
教育委員会との関係	教育委員会の一員 (教育委員と兼務)	教育委員会の一員 (教育委員ではない)
主な役割	教育長 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な事務執行の責任 ・ 事務局の指揮監督 (職務代理者は部長) 教育委員長 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会の代表者 ・ 会議の主宰者 (職務代理は教育委員の中から指名) 	会務を総理し会を代表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な事務執行の責任 ・ 事務局の指揮監督 ・ 会の代表者 ・ 会議の主宰者 (職務代理は教育委員の中から選任。事務執行は事務局職員に委任が可能)

② 教育委員会（教育委員）について

	現行制度	改正後制度
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新」教育長の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議招集の実現、審議の活性化、教育委員のチェック機能の強化 ・ 会議の透明化のため、原則、会議の議事録の作成・公表を明文化 	
教育委員の任期	4年間	4年間
任命関係	首長が、議会の同意を得て任命	首長が、議会の同意を得て任命
位置付け	合議制の執行機関	合議制の執行機関
組織	教育委員長 教育委員 教育委員 教育委員 教育委員 (教育長)	教育委員 教育委員 教育委員 教育委員 「新」教育長 (教育委員ではない)

	現行制度	改正後制度
会議の招集	教育委員長	①「新」教育長 ②委員定数 1/3 以上の請求
会議の議決	出席委員の過半数 (可否同数の場合は教育委員長が 決す)	出席者の過半数 (可否同数の場合は「新」教育長 が決す)

③ 【新規】総合教育会議について

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論する ・ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる
会議の設置者	首長
会議の構成員	首長、教育委員会（「新」教育長、教育委員） <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ関係者、学識経験者等意見聴取者の出席要請が可能 ・ 緊急時は首長と「新」教育長のみで開催することも可能 ・ 教育委員会で事前に方向性が出ていない案件は、この場での態度を保留し再度教育委員会内で検討の上、改めて首長と協議・調整する
会議の位置付け	首長と教育委員会という対等な執行機関同士での協議・調整の場 (地方自治法の附属機関ではない)
協議・調整事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育行政の大綱の策定 ・ 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策（協議・調整が必要と判断した事項） ・ 児童・生徒等の生命及び身体の保護等、緊急措置
会議の招集	首長（教育委員会から求めることも可）
会議の効力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合意事項は双方が尊重義務を負う ・ 調整がつかない場合は、首長と教育委員会が、それぞれの執行権限に基づき、判断して執行する
会議の公表等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議は原則公開 ・ 首長は議事録を作成し、これを公表するように努めなければならない
会議の事務局	当市では、教育委員会事務局が市長部局の補助執行として担当する

④ 【新規】大綱の策定について

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確化
大綱	<p>教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（根本的な方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載事項の例として、学校の耐震化、統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる ・協議・調整により、区市町村の教育振興基本計画（目標や方針）を大綱と位置づけても良い ・首長が新たに大綱を策定し、その内容が既存の教育振興基本計画と大きく異なる場合は、大綱に即して、当該計画を変更することが望ましい
策定	<p>首長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合教育会議において、首長と教育委員会が十分に協議・調整した上で定める（変更する）ものとし、遅滞なくこれを公表しなければならない
策定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間の定めはないが、概ね4～5年程度が想定される ・国の教育振興基本計画における基本方針を参考に、地域の実情に応じて定めるもので、詳細な施策について求めるものではない ・首長は大綱の策定権限はあるが、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行する権限までは与えられていないことが明文化
大綱の効力	<ul style="list-style-type: none"> ・調整がついた事項は、首長と教育委員会は尊重義務を負い、それぞれの所管する事務を執行する ・事務執行の結果、目標達成が図られない場合は尊重義務違反とならない ・調整がつかない事項は、尊重義務を負わない（その執行についても同様）